

平成 14 年 6 月 10 日

各 位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル
(コード番号 4290 ナスダック・ジャパン市場)
本社所在地 東京都渋谷区初台一丁目 46 番 3 号
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション
中澤 宏晃
TEL (03) 5354 - 7800

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は平成 14 年 5 月 24 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 14 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会に下記の通り、「ストックオプションとして新株予約権発行の件」を付議することについて決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社、当社子会社および関係法人株式会社イー・クルーティングの役員および従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 300 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合後)比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

300 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。但し、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

但し、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成16年6月23日から平成22年6月22日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

権利行使のときに、当社、当社の子会社または関係法人株式会社イー・クルーティングの役員、従業員の地位にあることを要す。但し、当社、当社の子会社または関係法人株式会社イー・クルーティングの役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職で退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

このほかの条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき額（2.(5)記載の調整を行う場合は調整後の払込価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却する。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなり、新株予約権の行使が不可能となった場合、当該新株予約権を無償で消

却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上